

第5次巨理町総合発展計画 後期基本計画（案）

赤文字：前期基本計画からの変更箇所

目 次

第1章 持続可能なまちの基盤づくり	1
1 調和のとれた土地利用の推進	1
2 市街地・公共ゾーンの整備	2
3 道路・交通網の整備	3
4 情報・通信基盤の整備	4
5 住宅対策の充実	5
6 公園・緑地の整備	5
7 上・下水道の整備	6
8 環境保全と景観形成の推進	7
9 公衆衛生とリサイクル対策の充実	9
第2章 わたしとわたりのブランドづくり	10
1 農林水産業の振興	10
2 工業の振興	12
3 商業の振興	13
4 観光の振興	14
5 雇用対策と勤労者福祉の充実	15
第3章 とともに学び育て合う人づくり	17
1 学校教育の充実	17
2 生涯学習体制の充実と活動の推進	19
3 芸術・文化活動の充実	21
4 生涯スポーツの振興	21
5 文化財の保護・伝承及び活用	23
6 国際交流・地域間交流活動の推進	24
第4章 未来に続く健康づくり	25
1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備	25
2 健康づくりの推進	25
3 保健・医療体制の充実	27
4 地域福祉の推進	28
5 児童福祉・子育て支援対策の充実	29
6 高齢者福祉の充実	35
7 障がい者福祉の充実	36
8 社会保障等の充実	38
第5章 絆を深める自治づくり	39
1 まちづくり基本条例の活用	39
2 地域協働のまちづくり体制の確立	39
3 地域活動・コミュニティ活動の充実	40
4 ボランティア活動・NPO 活動の充実	42
5 人権尊重・男女共同参画社会の推進	42
6 防災対策、消防・救急対策の充実	43
7 交通安全・防犯・消費者対策の充実	45
8 行政運営の改革の推進	46
9 財政運営の効率化	47
10 広域行政の推進	48

第1章 持続可能なまちの基盤づくり

1 調和のとれた土地利用の推進

自然環境の保全、活力ある産業の振興、町民福祉の増進等のさまざまな側面を考慮し、町土の調和ある発展を図るために、時代の要請や町民ニーズに即した亘理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

また、災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復できる、「強さとしなやかさ（強靱）」を備えた町土と経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき、行政・関係団体・住民等とともに、各種取組を継続的に進めます。

(1) 町土のランドデザインに関わる指針の周知とその活用

「国土利用計画」及び「農業振興地域整備計画」、「都市計画マスタープラン」について町民に周知しながら、必要に応じた見直しを行いつつ、時代の要請や町民ニーズに即した亘理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。（担当課：都市建設課、農林水産課）

(2) 国土強靱化の推進 新規

「亘理町国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な町土づくりを推進していきます。（担当課：全課）

(3) 調和のとれた土地利用の推進

- ① 山、川、海等の豊かな自然環境については、自然環境保全地域などの適正な規制と積極的な維持管理事業により保全に努め、次世代に継承していきます。（担当課：町民生活課）
- ② 市街地・住宅地については、無秩序な開発を抑制しつつ、都市計画道路等の都市基盤整備を進めるとともに有効利用を促進し、町内各地域と連絡する道路交通軸の形成を図りながら、良好な市街地・商業環境や住環境整備等を促進します。（担当課：都市建設課、企画課）
- ③ 農業・農村地域については、地域全体で積極的に保全を図るとともに、農業生産基盤や生活環境の継続的な維持管理、必要に応じた整備を推進します。（担当課：農林水産課）
- ④ 山村・森林地域や海岸・漁村地域については、環境の保全に留意しつつ、適地における農林漁業基盤の整備を計画的に推進します。（担当課：農林水産課）

(4) 土地取引の適正化の推進

- ① 町土の適正な利用を促進するため、開発指導要綱による適正な指導・規制・監視に努めます。（担当課：都市建設課）
- ② 土地取引届出制度等に基づき、土地取引に係る指導を徹底するなど、地価の安定化、適正化に努めます。（担当課：企画課）

2 市街地・公共ゾーンの整備

「都市計画マスタープラン」に沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、都市計画道路等の事業を進めるとともに、**新役場庁舎を中心とした公共ゾーン**については、**地域に開かれた公共施設機能、災害時の防災拠点機能の維持・強化**を図ります。

(1)「都市計画マスタープラン」の周知と活用

「都市計画マスタープラン」の内容等を広く周知するとともに、**取組の定期的な評価と必要に応じた見直し**を行い、仙台都市圏南部地域の拠点のまちとしてふさわしい中心市街地の形成や、魅力的な都市空間の形成に活用していきます。(担当課：都市建設課)

(2)市街地整備事業の推進

①都市計画道路関係については以下の路線を重点に整備を推進します。(担当課：都市建設課)

●互理地区1路線：南町鹿島線

②駅周辺整備については、東日本旅客鉄道株式会社や関係機関と協議のうえ、事業推進を図ります。(担当課：都市建設課、企画課)

③公園関連施設については、各種補助事業を活用し、**未完成箇所**の整備を推進します。

(担当課：都市建設課)

●鳥の海公園については、**施設の機能を継続できる**よう、わたり温泉鳥の海も**勘察しながら、計画的な維持管理**を図ります。(担当課：施設管理課)

④公共ゾーン周辺の宅地化については、**良好な新市街地の形成について手法を含め検討・推進**していきます。(担当課：都市建設課)

⑤市街地整備にあたっては、民間投資誘発の工夫を図り魅力ある商業地の形成や宅地開発に努めるとともに、都市計画道路の整備と良好な都市景観の形成、さらには、農用地空洞化防止対策の推進、防災基盤の整備充実、安全な歩行空間の確保を図ります。

(担当課：都市建設課)

(3)公共ゾーンの整備推進

①全町をサービスエリアとする新しい行政拠点である公共ゾーンは、**その機能を維持・充実**していきます。また、学校給食センターや町民会館等については、町の財政状況を踏まえ、**長期的な整備計画を検討しながら、優先度が高いものから整備を推進**していきます。

(担当課：企画課)

②公共ゾーンへのアクセス道路として、西郷高屋線、神宮寺高屋線、狐塚線等を計画的に整備します。(担当課：都市建設課)

③公共ゾーンについては、**周辺と併せ、環境や景観に配慮した、やすらぎや親しみ**のもてる空間の形成を**推進**します。(担当課：企画課)

3 道路・交通網の整備

産業活動や町民の日常的な移動を支える基盤としての道路・交通網の整備については、国・県道等の整備促進について関係機関に働きかけていくほか、町の骨格道路網の形成、生活道路の環境改善等に努めます。

(1) 広域的交通ネットワークの利活用

首都圏と直結している常磐自動車道については、産業の活性化や交流人口の増加を促進する広域交通幹線として位置づけます。(担当課：企画課)

(2) 国・県道の整備促進

国道については、混雑緩和や事故対策のため、歩道未設置区間の整備及び主要交差点の改良を関係機関に働きかけていきます。(担当課：都市建設課)

(3) 骨格道路網の形成促進

市街地間や拠点間の連絡性の強化及び市街地内の骨格的道路網の形成を図ります。

(担当課：都市建設課)

(4) 基幹道路を補完する幹線町道等の整備

① 1、2級幹線町道については、狭隘な箇所や踏切幅など、未整備区間の整備を進めます。(担当課：都市建設課)

② 浜吉田駅前線の通学路について、重点的に歩道整備を推進します。(担当課：都市建設課)

③ 幹線町道については、地域にふさわしい景観形成やバリアフリー化等に努めます。

(担当課：都市建設課)

(5) 生活道路としての環境改善の推進

① 神宮寺高屋線等の町道について、道路改良事業を進めます。(担当課：都市建設課)

② 老朽化した舗装路面については、優先順位等も検討しながら、更新整備を進めます。

(担当課：都市建設課)

③ 開墾場野地線等の町道について、側溝整備事業を進めます。(担当課：都市建設課)

④ 中斉橋、八幡橋等について、橋梁整備事業を推進します。(担当課：都市建設課)

(6) 公共交通の利便性の向上

① 全線開通したJR常磐線の増便・増結、さらにはスピード化などについて、引き続き関係機関に働きかけていきます。(担当課：企画課)

② 亘理町町民乗合自動車「さざんか号」の運行体制の充実に努めるとともに、デマンド型乗り合いタクシー「わたりん号」の運行と周知の強化、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図ります。(担当課：企画課)

4 情報・通信基盤の整備

地域情報化は、今後の地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことから、町民への多様なサービスの提供を図るとともに、通信環境の強化、行政情報化の推進、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など、高度情報化社会における取組を一層推進します。

(1)情報通信基盤の拡充

観光・交流拠点を中心に、町内における公衆無線LAN等の整備による情報通信基盤の拡充を図ります。(担当課：企画課、商工観光課、財政課)

(2)情報化の充実強化

町民サービスの向上と事務の効率化を図るため、各事務システムなどの情報化の充実強化や、マイナンバーカードを活用した手続き関係等の導入・普及に努めます。(担当課：企画課)

(3)多様な情報の提供

ホームページやSNSなどを活用した行政情報をはじめ、保健・医療・福祉分野や教育・文化・スポーツ分野、そして産業分野、防災・消防分野など、多様な情報提供を推進します。(担当課：企画課)

(4)情報セキュリティ対策の推進

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、個人情報の取扱いや、コンピューターウイルス対策など、情報セキュリティ対策を徹底します。(担当課：企画課)

(5)高度情報化社会に対応した人材の育成

AIやIoTをはじめとする高度情報化社会に対応するため、町民及び職員等の意識啓発と情報活用能力の向上に向け、情報教育・研修を推進します。(担当課：企画課、総務課)

(6)「行政情報化計画」の推進

改定した「亘理町行政情報化計画」に基づき、高度化する町民の情報化ニーズへの的確な対応と行財政運営の効率化を推進します。(担当課：企画課)

5 住宅対策の充実

亘理町の住宅政策を総合的、計画的に進めるための長寿命化計画に基づいて、町営住宅の改善、多様で優良な公営住宅の整備等を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していきます。

(1)町営住宅の改善による居住水準の向上

老朽化した町営住宅の改善等については、新たな「亘理町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に推進していきます。（担当課：施設管理課）

(2)多様で優良な公営住宅整備の検討

長寿命化計画に基づき、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー住宅、U・J・Iターナーや若年層の需要に対応できる公共賃貸住宅・定住促進住宅など、それぞれのライフサイクル等に応じた多様で優良な公営住宅の整備の検討と、居住性や入居の円滑化を確保します。

（担当課：施設管理課）

(3)宅地開発、住宅建設の促進 ①

公共ゾーン周辺の宅地整備については、多様化する需要の受け皿として、民間住宅建設誘導も含め、多面的な手法による住宅施策について検討、推進します。（担当課：都市建設課）

6 公園・緑地の整備

亘理町の資源である山と川、里と海の多彩な「緑と水」の保全のもと、町内外の多くの人々が利用する鳥の海公園など拠点的な公園を活用するとともに、日常生活圏に対応した身近な公園の整備充実に努め、「亘理町に一步入ればそこは公園」という環境整備を進めます。また、公園・広場については、住民参加による維持管理を推進するなど、協働による町の緑化推進を図ります。

(1)拠点公園の整備 ①

町のふれあい交流拠点である鳥の海公園について、公園施設を活用したスポーツ・レクリエーションやイベントの充実など、町内外の交流の拡充・創出に努めます。また、津波減衰機能を持つ緩衝緑地や一時避難場所として、防災機能の維持・充実に努めます。

（担当課：都市建設課、施設管理課、生涯学習課）

(2)身近な公園・広場の整備充実 ①

①吉田東部地区に身近な街区公園等の整備を進めます。

（担当課：都市建設課、施設管理課）

②通常時の軽スポーツ広場機能、災害時の防災・避難機能を有する公園の維持管理などを推進します。

(担当課：都市建設課、施設管理課)

③ 公園・広場については、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な改修等を行うとともに、管理運営については、地域団体等への委託等、住民参加による維持管理を計画的に推進するなど、体制の充実を図ります。(担当課：都市建設課、施設管理課)

7 上・下水道の整備

上水道整備事業の着実な推進とともに、災害に強いライフラインとしての水道施設の構築に努めます。また、効率的な公共下水道事業を推進し、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

(1)上水道整備事業等の推進

①水道施設の耐震化や主要管路相互の連結を図り、緊急時に備えます。(担当課：上下水道課)

②老朽管の更新事業を計画的に進め、安定した水の供給を図ります。(担当課：上下水道課)

(2)緊急時・災害時の飲料水確保対策の推進

緊急時・災害時等の水不足に対して、住民に可能な限り不安や不便をかけないように、田沢浄水場の耐震化や関係機関・近隣市町との協力・応援体制づくりを行い、ライフラインの確保に努めます。(担当課：上下水道課)

(3)健全な水道事業体制の確立

施設の更新や災害対策の充実といった課題に対応していくため、より効率的な事業運営を行い、コストの縮減に努めるとともに、アセットマネジメントの考え方に基づく計画的な施設の更新、修繕や今後の維持管理等に対応できる料金体制の見直しを検討しながら、運営基盤の強化を図ります。(担当課：上下水道課)

(4)公共下水道整備事業の推進

公共下水道整備計画区域に基づき、効率的に事業推進を図ります。(担当課：上下水道課)

(5)公共下水道(雨水)浸水対策の推進

南町地区を対象に、浸水対策を推進します。(担当課：上下水道課)

(6)公共下水道総合地震対策事業の推進 **新規**

公共下水道総合地震対策計画を策定するとともに、汚水管渠の耐震化工事を推進します。

(担当課：上下水道課)

(7) 合併処理浄化槽設置整備事業の推進

- ① 公共下水道事業の対象地域以外の地域については、設置補助事業により整備促進を図ります。（担当課：上下水道課）
- ② 合併処理浄化槽維持管理費補助及び単独処理浄化槽撤去費補助等の補助制度を活用し、水質改善に努めます。（担当課：上下水道課）

8 環境保全と景観形成の推進

自然環境を保全し、かつ地域ぐるみで循環型社会形成に取り組むための指針となる「環境基本条例」及び「環境基本計画」に基づいて、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実、環境保全活動等の充実、資源循環型社会づくりの推進などに積極的に取り組むとともに、伊達なわたりふるさと景観づくり、環境美化運動の促進等を推進します。

(1) 「環境基本計画」等の指針の活用 **重**

「環境基本条例」及び「環境基本計画」の内容を広く周知するとともに、計画に盛り込まれた環境施策について、関係機関や住民・企業等の協力のもと、その推進体制を整備し、計画の実行を図ります。（担当課：町民生活課）

(2) 自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実

- ① 県の環境保全地域指定地(仙台湾海浜県自然環境保全地域、愛宕山緑地環境保全地域)の保全・保護の充実に努めます。（担当課：町民生活課）
- ② 町内の豊かな自然環境における生態系の保全に努めるとともに、希少な野生生物の保護に努めます。（担当課：町民生活課）
- ③ 三門山、大森山、四方山、**阿武隈高地**などの良好な自然環境の保全・保護に努めます。
(担当課：町民生活課)

(3) 環境保全活動等の充実

- ① 学校教育等において環境保全についての理解を深める環境教育・学習機会の拡充を図ります。（担当課：教育総務課、町民生活課）
- ② 環境フェアや阿武隈川関連のイベントなど自然と親しむ機会に**参加**し、自然保護意識の高揚と活動意識の育成を図ります。（担当課：町民生活課）
- ③ 一般町民やボランティア団体の環境保全活動を支援し、併せて全町的環境保全活動に向けて活動組織のネットワーク化を推進します。（担当課：町民生活課）

(4)環境監視体制の強化と公害防止対策の推進

①水の出入りが少ない閉塞水域である鳥の海湾内の水質改善を進めるため、各種事業(汚泥対策や**定点水質調査**等)を通じて湾内に流入する水質の向上に努めます。

(担当課：町民生活課)

②河川・水路の水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の**維持・確立**に努めます。(担当課：町民生活課)

③公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、工場、事業所に対し、公害防止協定の締結や意見交換会の開催を促進し、また、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。(担当課：町民生活課)

(5)資源循環型社会づくりの推進

①各家庭等で環境にやさしいエコ製品の優先的購入・使用、節電・節水など、環境に配慮した生活様式への転換を進めるための啓発活動を推進します。(担当課：町民生活課)

②環境にやさしい活動に取り組む小売店等の拡大を図り、3Rの啓発活動と併せて、地域ぐるみの**環境負荷の低減**対策を推進します。(担当課：町民生活課)

③**温室効果ガス**の排出量を抑えるなど、環境へ与える負荷の軽減を図るため、町の施設への太陽光発電システムの積極的な導入等を進めるほか、その他の新エネルギーの利活用について検討します。(担当課：町民生活課)

④「**亘理町地球温暖化対策実行計画**」に基づき、町施設(事務事業)からの温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。(担当課：町民生活課)

(6)伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進

①公共施設や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。(担当課：都市建設課、企画課)

②亘理町全域に広がる田園など、郷土景観を形成する自然環境整備を図るため、**多様な手法による緑地**の保全・保護に努めます。(担当課：都市建設課)

③日本最大級といわれる鳴り砂(わたり吉田浜海岸)については、関係機関や地域住民と連携し、保全に努めます。(担当課：町民生活課)

9 公衆衛生とリサイクル対策の充実

広域的なごみ処理方式等を確立するなかで、ごみの分別・リサイクル活動の一層の推進等を実施します。し尿処理については、今後とも施設の維持管理を適正に行うほか、葬祭施設等の整備充実等に努めます。

(1)「一般廃棄物処理基本計画」の推進と住民意識の高揚

- ①「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化と分別回収による資源再利用化を推進します。(担当課：町民生活課)
- ②学校・家庭・職場・地域などで環境教育を推進し、町民・企業・行政が一体となった3R運動の確立について検討するなど、**循環型社会推進の啓発とともに**、町民の意識の高揚を図ります。(担当課：町民生活課)

(2)ごみの分別収集の徹底とリサイクル事業の推進

- ①ごみの分別について今後とも町民への周知と啓発に努めるとともに、明るく**衛生的な**ごみステーション整備を**促進**するよう補助し、分別収集の徹底を図ります。
(担当課：町民生活課)
- ②リサイクル情報バンクの活用、促進を図るとともに、町内の各種団体が行う再生資源の集団回収事業に対してリサイクル奨励金を交付するなど、町民主導のリサイクル活動の支援を図ります。また、一般家庭から排出される生ごみを処理(堆肥化)する容器等の購入者を対象に補助金を交付し、生ごみの減量化、再資源化の促進を図ります。
(担当課：町民生活課)
- ③町内各事業所や店舗等に対して、事業系**一般廃棄物**の減量化、リサイクル化の**普及・啓発**を働きかけます。(担当課：町民生活課)

(3)し尿処理の充実

- ①し尿汲み取りについては、適切な収集・処理を行います。(担当課：町民生活課)
- ②亘理名取共立衛生処理組合の施設の維持管理を適正に行い、生活環境及び公衆衛生の向上を図ります。(担当課：町民生活課)

(4)葬祭施設等の整備充実

亘理地区行政事務組合で管理運営する葬祭施設について、計画的に整備を図ります。
(担当課：町民生活課)

(5)病虫害対策の実施 **新規**

害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を定期的に実施します。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、**駆除方法等の情報発信と啓発に努めます**。
(担当課：町民生活課、施設管理課、都市建設課)

第2章 わたしとわたりのブランドづくり

1 農林水産業の振興



生産基盤の整備を進め、認定農業者や集落営農組織への農地の集積、支援措置の集中的かつ重点的な実施等により、規模拡大や複合経営化を図り、地域の農業の構造改革、自立できる経営農家の育成及び新規雇用の創出や、遊休農地の有効活用に努めます。山村地域においては、森林の公益的機能の維持確保を図るため、森林組合等の組織的担い手との連携等により、森林の保全、林産資源の蓄積に努めます。水産業については、資源管理型漁業、地域産品特産物化事業、地産地消や都市と漁村の交流事業の推進など、多様な水産業振興に取り組み、担い手や後継者の育成確保を進めます。

(1) 地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進

- ① 認定農業者、集落営農組織等の地域農業集団、**農地所有適格法人**を担い手として明確化し、認定農業者の育成強化や農業経営体の組織化の促進に積極的に取り組むとともに、これら担い手を対象として施策の集中化、重点化を進め、競争力の強い生産構造の確立を図ります。（担当課：農林水産課、農業委員会）
- ② 地域農業の担い手として女性農業者は重要な役割を果たしていることから、農業経営への女性の参画の促進と家族経営協定の推進等に努め、女性の認定農業者の確保・拡大を図ります。（担当課：農林水産課）
- ③ 新規就農者の受入支援体制の確立を図るなど、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めるとともに、農業分野への企業参入体制についても強化を推進します。（担当課：農林水産課）
- ④ 農業の担い手や後継者を育成し、**農業力の向上と地域農業発展の共通認識の醸成を継続するため**、農業経営や生産技術の研修及び交流活動を促進します。（担当課：農林水産課）
- ⑤ これらの施策の展開により、**新たな担い手の発掘を行い、認定農業者を中心とした農地活用を更に推進していきます。**（担当課：農林水産課、農業委員会）

(2) 生産基盤の整備



- ① **営農効率の向上、農地の流動化、農地の有効活用の観点から、今後もほ場の大区画化を計画的に進めていきます。**（担当課：農林水産課）
- ② 畑地帯や水田への用水を確保するため、農業用ため池の改修や農業用排水路の整備改修を計画的に推進します。（担当課：農林水産課）
- ③ 農道や集落道については、**安定した農産物流通の確保や営農効率確保のため、必要な施策の展開**を図ります。（担当課：農林水産課）

(3) 農用地の保全と有効利用の促進

- ① 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、振興作物の導入を積極的に推進します。（担当課：農林水産課、農業委員会）

②ほ場整備が行われた優良農地などについては、担い手の組織的生産活動を推進します。
(担当課：農林水産課)

③希望者が空き家と小規模農地を同時取得・借受できるしくみを構築するなどして、定住促進に資する遊休農地の有効利用を検討します。**新規** (担当課：農林水産課、農業委員会、企画課)

(4)生産性の向上と経営所得安定対策の確立 **重**

①農業関連機関・団体と一体となった指導・支援体制の確立のもと、米、野菜、果樹、花き、畜産等各作目の生産・流通コストの低減と高品質高付加価値化、ブランド化を更に促進し、**互理町の農業の特色を生かした多角的な展開や、他地域との差別化を図り、農業経営の安定化に努めます。** (担当課：農林水産課)

②**食味が高い**低タンパク米の生産や立地条件を生かした特色ある施設園芸、環境にやさしい**循環型**の畜産等を有機的に組み合わせた互理町型複合経営の普及促進を図ります。
(担当課：農林水産課)

③水田農業については、国の制度を十分に活用しながら、経営の安定化を図ります。
(担当課：農林水産課)

(5)食の安全性の確立と環境保全型農業の推進

低農薬・減化学肥料栽培の促進、トレーサビリティシステムの確立、農業関連廃棄物や畜産排泄物の適正処理の促進など、食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の推進に**努めます。** (担当課：農林水産課)

(6)流通体制の整備と消費の拡大 **重**

①「地産地消」の視点に立ち、いちごやりんごの加工による特産品の開発促進による**高付加価値化**に加え、直売施設の**利用促進**、物産展の開催、町内観光関連施設や商業施設との連携、学校給食との連携、**町内における**地場製品の消費拡大に努めます。
(担当課：農林水産課)

②さまざまな情報媒体を通じたPR活動の一層の充実やイベントの活用、さらには首都圏直販ルートの開拓などを進め、町外・大都市における消費の拡大に努めます。
(担当課：農林水産課)

(7)森林**保全**の推進

①互理町の森林を「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」、「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、それぞれの用途に即して、森林**保全に努めます。**
(担当課：農林水産課)

②緑地環境保全地域や保安林等における自然環境保全のため、森林病虫害の防除事業を実施するとともに、森林浴遊歩道などの**施設の維持管理に努めます。**また、国・県有林についても、関係機関と連携・要望を行いながら環境の保全に努めます。(担当課：農林水産課)

- ③森林経営管理法に基づき、林道網の整備や県産材・間伐材利用の推進等を図り、森林の利活用促進に向けた事業展開を検討していきます。（担当課：農林水産課）
- ④町有林の利活用として、林業団体、製材所と連携し適正な森林整備や間伐を実施していきます。（担当課：農林水産課）

(8)水産業の振興 重

- ①荒浜漁港の総合的整備については、県と連携して今後とも計画的に進め、漁業と海洋観光の振興基盤強化、高潮対策の充実等を図ります。（担当課：農林水産課）
- ②宮城県漁業協同組合仙南支所亙理サケふ化場の改修により、サケの人工ふ化放流事業を推進するとともに、荒浜漁港の海苔人工採苗事業や稚貝(ウバ貝・アサリ貝)、稚魚(ヒラメ等)の放流を推進し、資源管理型漁業の振興を図ります。（担当課：農林水産課）
- ③亙理町新規農漁業者定住支援事業等を活用し、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めます。また、関係機関と連携した指導体制と各種研修の充実強化、さらには、自主的活動の支援促進、水産金融制度の充実を図ります。（担当課：農林水産課）
- ④はらこめしや干しがれいなどの亙理ブランド品としての確立を図るとともに、産直施設や物産イベントの活用等により、更なる販路の拡大を図ります。また、「元祖はらこめし」の発祥の地として、「はらこめし条例」の周知などを通じ、亙理町ならではの「はらこめし」の伝承にも努めます。（担当課：農林水産課、企画課）
- ⑤農産物と組み合わせた地場生鮮食材開発や鳥の海潮干狩りなどの充実強化、鳥の海地区全体の事業と連携した体験漁業など、都市との交流事業の開発等を推進します。（担当課：農林水産課）

2 工業の振興



異業種間の連絡交流活動等を活用し、地域工業の中心を担っている食品加工業等の既存企業を育成・支援していくほか、常磐自動車道亙理IC及び鳥の海スマートICによる高速交通アクセス網など、立地条件をいかした企業誘致の推進を図ります。

(1)既存企業の育成・支援

- ①既存の中小企業の経営の安定を図るための制度資金の活用等により、企業が利用しやすい融資条件を提供し、企業活動の支援・育成に努めます。（担当課：商工観光課）
- ②みやぎ自動車関連産業活性化協議会・みやぎ高度電子機械産業活性化協議会に積極的に参画し、異業種間の連絡交流活動や調査研究活動、情報提供活動等への支援に努めます。（担当課：商工観光課）

(2)地域工業の中心を担っている食品加工業の振興

「宮城県農林水産・食品関連産業基本計画」に基づき、地域の特性をいかして事業展開している食品加工業を中心に、新たな販路拡大や新製品の開発を支援するとともに、食品製造業関連産業の集積を図ります。（担当課：商工観光課）

(3)企業誘致の推進

①亘理中央地区工業団地をはじめ、町内における工業・流通業務適地の整備・拡大に努めるとともに、企業を誘致し、未分譲地の利用促進と地元雇用の更なる拡大、定住化促進を図ります。（担当課：商工観光課）

②県や関係機関、関係団体等の活用を図りながら、首都圏、中部圏における自動車産業、高度電子産業、食品産業への工場立地PRの展開、企業訪問の強化、また工場用地見学会の実施等について積極的に取り組み、企業誘致の推進に努めます。（担当課：商工観光課）

③企業のニーズに合わせた町独自の優遇制度を検討します。（担当課：商工観光課）

(4)立地企業への支援事業の推進

立地操業企業に対して、設備投資に係る助成制度等の情報提供などを通じて、積極的に支援します。（担当課：商工観光課）

3 商業の振興



まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や買い物利便性の向上、地域特産品の開発・販売等を推進し、地域商業の再生・活性化に努めます。

(1)地域商業機能の拡充 **●**

①「鳥の海ふれあい市場」は農業者や漁業者等による主体的な運営により順調に経営されていることから、今後とも農水産特産品の発信基地として支援を継続するとともに、わたり温泉鳥の海とあわせ、観光拠点施設としての機能の維持・拡充を図ります。

（担当課：商工観光課）

②町内商店街に関しては、空き店舗の有効活用やイベント開催等について、支援を継続していきます。（担当課：商工観光課）

③荒浜地区の観光・交流拠点については、わたり温泉鳥の海を中心として、民間事業者施設の誘致や協働により、観光商業機能の充実を図ります。（担当課：商工観光課）

④大規模店舗進出については、県や商工会など関係機関と十分協議のうえ、周辺地域の生活環境に配慮した配置を促すように努めます。（担当課：商工観光課）

(2)経営の近代化の推進

①各種資金制度の充実を図るとともに、地域商業活性化に係る各種研修活動の充実強化と後継者対策や事業者の意識改革を促し、時代の流れにあった経営感覚を持つ経営者の育成支援に努めます。（担当課：商工観光課）

②商店街での買い物の利便性を図るため、共通商品券発行事業の推進に努めます。

（担当課：商工観光課）

(3)地域特産品の開発・販売

いちごジャムや干しがれいなど、互理町の自然が育んだ貴重な農水産品の付加価値を高める商品化と販売について、包括的な地産地消サイクルができつつあることから、今後も継続して6次産業化とPR活動を支援・推進していきます。（担当課：商工観光課）

(4)起業支援相談体制の確立

町内で新しく事業を起こそうとする方に対し、空き店舗活用推進事業等による指導・支援を行うとともに、事業設立、融資や雇用に関する助成制度等の相談に応じ、その窓口となる関係機関へ誘導することで、起業時の負担軽減を図ります。（担当課：商工観光課）

4 観光の振興



「わたり温泉鳥の海」を互理町の観光・交流拠点施設と位置づけ、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした滞在型の観光・リゾートの創造を目指して、各種の観光関連施策を推進します。

(1)観光振興方針の確立

観光・交流拠点施設である「わたり温泉鳥の海」を中心として、豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした観光・リゾートの創造を目指し、民間活力を導入しながら、共創による観光振興を図ります。（担当課：商工観光課）

(2)観光推進体制の強化

①観光協会体制の充実や広域的連携体制の強化を図ることにより積極的なPR活動を行うとともに、SNS等の活用や観光パンフレットの充実、観光情報誌・マスコミなどを利用した広域的・対外的な観光PRの強化と情報提供に努めます。（担当課：商工観光課）

②拠点的な観光施設については、適切な維持運営を図るため、民間専門事業者やNPOなどへの委託も含めて、効率的な管理運営体制の確立を推進します。（担当課：商工観光課）

(3)観光拠点の整備充実 **重**

- ①鳥の海公園および周辺環境整備や鳥の海スマート I C の開通に伴い、「わたり温泉鳥の海」をはじめ町内各所へのアクセス性が向上したことから、観光資源やその周辺の土地利用について検討を進めます。(担当課：商工観光課)
- ②「わたり温泉鳥の海」については、サービスの充実と利用者や観光客の増加を図り、健全な経営を行います。(担当課：商工観光課)
- ③荒浜に位置する観光・交流拠点については、民間事業者の誘致と併せ、観光商業資源としての検討、整備を推進します。(担当課：商工観光課)

(4)多様な観光機能の開発と強化 **重**

- ①地域資源を洗い出し、磨き上げるにより、地域の特性をいかした地域 C I 事業の推進を検討し、町外に向けての情報発信機能の充実や町のイメージアップの充実に努めます。(担当課：商工観光課)
- ②周辺市町や宮城県と連携のうえ、広域的な観光ルートの検討開発や、観光イベントなどの創出・参加に努めます。(担当課：商工観光課)
- ③滞在型市民農園や体験型漁業施設の整備、いちご観光農園の拡充等を進め、滞在型交流機能の強化を図ります。(担当課：商工観光課)
- ④年間を通じた地域活性化イベント事業(わたりふるさと夏まつり、荒浜漁港水産まつり、伊達なわたりまるごとフェアなど)を活用するとともに、仙山交流など県外との交流事業を多様に企画開催し、通年観光イベントの実施体制の確立を図ります。
(担当課：商工観光課)

(5)案内機能の充実と町民ホスピタリティーの醸成

- ①すべての人が安心して互理町を訪れ、快適で楽しく滞在することができるよう、QRコードやWebでの発信を含め、効果的な情報の発信方法や案内内容の充実を進めます。
(担当課：商工観光課)
- ②町民が観光客や来訪者に温かくわがまちを紹介・案内できるよう、広報啓発活動や生涯学習等を通じて、町民のホスピタリティーの醸成を進めます。**重** (担当課：商工観光課)

5 雇用対策と勤労者福祉の充実



社会環境の大きな変化、雇用環境や産業構造の変化、景気変動への総合的な対応を進め、若年層に魅力のある就業の場の提供や、多様な働き方を支える仕組みや場の提供、高齢者・障がい者・女性などの意欲と能力が十分に発揮できる就業機会の拡充に努めます。

(1)雇用の安定

- ①技術革新に対応した人材や後継者の育成・養成を図るため、研修機会の充実等に努め、雇用・就業機会の確保拡充に努めます。(担当課：商工観光課)

- ② 定年延長や再雇用制に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、高齢者・障がい者等の雇用機会を増やすため、広域的連携を強化して、職業情報提供の充実やシルバー人材センター活動の充実支援等に努めます。（担当課：商工観光課、福祉課）

(2)若年労働者の地元就職対策の推進

ハローワークや教育機関との連携による**地元企業の周知と地元雇用の啓発**を行いつつ、町内の立地企業に対し、地元住民が雇用されるよう、採用枠の拡大要請や**各種制度の周知**を積極的に推進します。（担当課：商工観光課）

(3)多様な働き方を支える仕組みや場の提供 **新規** **重**

新型コロナウイルス対応の影響により、就業形態や働き方が大きく変化することが予想されます。十分なテレワークの環境が整わない町民に向けた、空き家や公共施設の空き室を活用したコワーキングスペースや個室のワークスペース、サテライトオフィスの整備・提供など、町内にいながら多様で柔軟な働き方が選択できる仕組みや場の提供を検討します。

（担当課：企画課、町民生活課、商工観光課）

(4)緊急時の経済対策の実施 **新規**

社会的影響が大きい疾病の蔓延など、社会環境の大きな変化に適切に対応するため、有事の際は全庁的な連携を十分図りながら、住民の財産も守る対策を実施します。

（担当課：商工観光課）

(5)福利厚生 of 充実

①**働き方改革の推進に資する**労働時間の短縮、最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進等、雇用労働条件の改善・向上に向けた普及啓発活動の充実に努めます。

（担当課：商工観光課）

②余暇を有効に利用できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場の確保・拡充に努め、勤労者福祉の増進を図ります。（担当課：商工観光課）

(6)男女共同参画に伴う職場環境の整備促進

男女共同参画をより**一層推進するため、意識啓発**や職場環境の整備を図るとともに、多様な就業形態を可能にする条件の確保に努めます。また、職場内での**各種**ハラスメント問題等に対し、その対策に関する周知・啓発を図ります。（担当課：商工観光課、企画課）

(7)仕事と家庭との両立の支援

子育てへの男女共同参画に関する広報・啓発活動、情報提供や講座・セミナーの開催、カウンセリング事業の推進、事業所等への**意識啓発**や**認定制度の活用**、**保育・介護サービスの充実等を通じて**、仕事と家庭との両立を支援していきます。（担当課：子ども未来課、企画課）

第3章 とともに学び育て合う人づくり

1 学校教育の充実

社会環境やニーズが大きく変化する中で、さまざまな教育課題(学力の向上、志教育、親の学びの機会、オンライン学習機会の増加等)に適切に対応していくとともに、開かれた学校づくりを進め、新しい時代に即応する教育内容、指導方法の改善、教職員の資質・指導力の向上等に地域と一体となって取り組みます。また、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、施設老朽化や児童数の変動を考慮した学校教育施設・設備の整備・充実を図り、学校での防災対策と事故防止体制を強化して、安全で安心な学校づくりを推進します。

また、学区の見直しや学校の統廃合についても、総合的・長期的な観点で検討していただくこととします。

(1)小・中学校の各学校施設の改善・整備

①互理町の小・中学校の各学校施設については、年次計画により整備を図ります。特に、校舎・体育館の老朽化の度合いにより優先順位を考慮し、整備に努めます。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能を確保するため、施設の改善整備に努めます。設備については、老朽化した教育機器の更新・改修や電子機器・端末の確保等を、今後とも計画的に進めます。(担当課：教育総務課)

②少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校ごとの偏りや小規模化が進み、教育環境や学校運営に様々な影響が出ること、また、校舎等の維持管理費がかさむことなどが予想されます。そのため、長期的な視点に立ち、学区の見直しや統廃合なども含めた学校再編について、地域の意見を参考にしながら検討していきます。**新規**(担当課：教育総務課)

(2)創意ある教育課程の編成・実施・評価

確かな学力・豊かな心・たくましい体の調和のとれた「生きる力」の育成に努めます。

(担当課：教育総務課)

●基礎・基本の確実な習得と定着及び活用力の育成に努めます。(担当課：教育総務課)

●学習習慣の確立と主体的学習による学力向上の推進及び体験学習の充実を図ります。

(担当課：教育総務課)

●規範意識を大切にした心の教育及び互理町の歴史や特長に関する教育、「志教育」の更なる推進を図ります。(担当課：教育総務課)

●研修会の開催等により、教員の指導力の向上と教育現場での課題等の改善を図ります。

(担当課：教育総務課)

●児童生徒の基礎体力の向上及び健康増進を図ります。(担当課：教育総務課)

●すべての児童生徒がオンラインでも不自由なく学習できるよう、ICTを活用した教育環境や設備の充実を図ります。また、パソコン教室やネットリテラシー教育など、技術の活用能力の育成にも努めます。(担当課：教育総務課)

●外国語指導助手(ALT)の活用や海外派遣事業等によって、国際化社会に対応しうる人材の育成に努めます。(担当課：教育総務課、企画課)

- 教育課程の適切な評価と公表の実施を図ります。(担当課：教育総務課)

(3)児童生徒の安全確保と安全教育の推進

- ①各小中学校において、危機管理マニュアルの策定や定期的な見直し、学校安全委員会等の校内組織を設けるなど、安全に関する校内体制を強化するとともに、安全点検や防犯訓練の常時実施、校門等の適切な管理、防犯関連設備の実効性ある運用等に努めます。
(担当課：教育総務課、総務課)
- ②学校教職員に対する防犯研修や児童生徒に対する防犯教育等を、警察や関係機関の協力を得て実施し、防犯対策に努めます。(担当課：教育総務課、総務課)
- ③学校ごとにPTAや地域の自治会と連携して、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る組織づくりを進め、通学路の安全点検など、事故や犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めます。また、「亘理町通学路等安全対策推進会議」において、国県の関係行政機関と町の関係部署が連携しながら、通学路の安全確保に向け取り組みます。
(担当課：教育総務課、総務課、都市建設課)
- ④警察等と連携し、不審者情報等の地域での共有を図るなど、児童生徒の見守り防犯活動の充実に努めます。(担当課：教育総務課、総務課)
- ⑤警察や関係機関の協力体制を強化し、小・中学校における交通安全教育の充実に努め、児童生徒の安全確保に努めます。(担当課：教育総務課、総務課)

(4)地域と結びついた教育活動の推進 **重**

- ①各学校において自主的・主体的にイチゴなどの栽培、職場体験、人権・福祉体験などの特色ある教育活動を行うとともに、学校の運営や教育活動について、保護者や地域の人に様々な情報を提供するように努めます。(担当課：教育総務課)
- ②児童・生徒の成長に関し、保護者や地域の人々が学校の教育活動についての関心や理解を得るため、意見交換できる場として研修会、講習会を開催するとともに、学校運営について校長に提言できるシステムの活用を推進します。(担当課：教育総務課)
- ③子どもの学習活動を支援するため、学校・家庭・地域のネットワークづくりを推進し、各学科や総合的な学習の時間、クラブ活動などにおいて地域の人材や教育力をいかした教育の実践を図ります。(担当課：教育総務課)
- ④家庭教育の啓蒙普及を図ります。(担当課：教育総務課)
- ⑤学校、青少年育成推進協議会、PTA、子供をみまもり隊、子ども会育成会等の連携強化を図り、地域との連携をいかした健全育成ネットワークづくりを更に進めます。
(担当課：教育総務課)

(5)児童生徒の健全育成、心の教育の推進

- ①学校・家庭・地域において、モラルの向上と隣人や自然に対するやさしさ、物事への判断力や目標に向かって常に努力する等の感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成に努めます。(担当課：教育総務課)
- ②小・中学校にスクールカウンセラーや相談員を配置し、児童生徒及び保護者等の悩み、不安、ストレス等を積極的に受け止め、その問題解消に努めます。(担当課：教育総務課)

(6)特別支援教育体制の推進

学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の発達障がいをもつ子どもに対し、支援ネットワークづくり等の総合的支援体制の整備と強化に努めます。

(担当課：教育総務課、子ども未来課)

(7)学校給食の充実と食育の推進

- ①アレルギー対策にも配慮した給食施設の整備を検討しながら、より安心でおいしい学校給食の提供を図るとともに、食育の推進により、食への知識や技能を高め、自らの健康づくりに意欲的に取り組む児童生徒を育てます。(担当課：教育総務課)
- ②亘理町学校給食センターは、施設(建物)や調理機器類の老朽化が目立ち、また、調理室が手狭であることなどから、早急に解消に向けた改善・整備を進めます。

(担当課：教育総務課)

(8)高等学校教育等の充実

- ①地域に根ざした人材づくりのため、宮城県亘理高等学校への情報科の新設を関係機関へ働きかけていきます。(担当課：企画課)
- ②高等学校以上への進学を援助するため、奨学資金貸付事業の周知と活用を図り、亘理町の将来を担う人材の育成に努めます。(担当課：教育総務課)

2 生涯学習体制の充実と活動の推進

全町的な生涯学習推進体制の強化を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制の確立に取り組めます。また、各公民館や悠里館などの設備充実や有効活用を図り、生涯学習基盤の強化に努めます。

(1)生涯学習推進体制の充実

- ①亘理町の生涯学習を総合的に企画・調整・推進するため、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する生涯学習推進体制の充実を図るとともに、町民ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。(担当課：生涯学習課)
- ②学習指導者の発掘や生涯学習ボランティア育成に努め、生涯学習支援人材バンクの充実を図ります。また、学習成果をボランティア活動等によってまちづくりにもいかすことができるように支援します。(担当課：生涯学習課)

(2)生涯学習活動の情報発信の充実

生涯学習カレンダーの発行、広報紙やホームページ等を活用した情報発信の充実を図ります。（担当課：生涯学習課）

(3)生涯学習機会の充実と学習成果の地域還元

①生涯学習機会の充実を図るため、町民の学習ニーズを把握し、きめ細やかな教室・講座の開催テーマや開催時間、開催方法を全分野にわたって設定するなど、効果的な学習活動の展開に努めます。（担当課：生涯学習課）

②生涯学習活動成果の発表の場として、多様な発表機会や広域的な交流機会の確立、拡充に努めます。また、学習成果をボランティア活動等によってまちづくりや生きがいにも展開できるよう支援します。（担当課：生涯学習課）

(4)多様な学習機会、交流機会の充実

①関係団体と連携しながら、家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供により、親としての「学び」と「育ち」を支援します。子育て相談や親子の交流の場を提供するとともに、地域で家庭教育や子育てを支援する人材の養成等を行います。また、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保に取り組みます。（担当課：生涯学習課）

②青少年教育の推進や、年齢・性別を問わない幅広い世代間の交流を図るとともに、体験活動を通じて地域の環境・歴史や産業について学ぶことにより、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。（担当課：生涯学習課）

③青少年の健全育成の推進を図りながら各種団体、サークル等と連携、交流を密にし、地域ぐるみで子どもを取り巻く有害環境の浄化など健全育成活動を促進します。

（担当課：生涯学習課）

(5)図書館活動の充実

①生涯学習の拠点として、多様な個人学習ニーズに対応できるよう、今後とも厳選した図書や資料の収集を積極的に行うとともに、閲覧相談業務の充実、相互貸借など他市町村図書館との連携に努め、利用しやすい図書館運営を目指します。（担当課：生涯学習課）

②読書活動の支援及び総合的な学習のため、団体、地域、学校等と連携しながら子どもの読書習慣の推進に努めます。（担当課：生涯学習課）

(6)生涯学習拠点施設の整備充実

①中央公民館をはじめ既存の各施設については、利用しやすいように整備を充実するとともに、老朽施設・設備の計画的な改修や機能の整理、維持管理等を推進します。

（担当課：生涯学習課、企画課）

②施設は、指定管理者制度や民間活力の導入などを検討し、管理コストの軽減と経費の削減とともに、地域に密着した、より利便性が高く、質の良いサービスの充実に努めます。

（担当課：生涯学習課、企画課）

3 芸術・文化活動の充実

活動拠点として町民会館の整備について検討するとともに、町民の間で自主的に取り組まれている芸術文化活動への一層の支援を行い、多面的な交流を促す芸術文化イベントの創出や、より質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、指導者やリーダー養成の充実を図り、誇れる芸術文化風土の醸成に努めます。

(1)活動拠点施設の整備と全町的な芸術文化活動の推進

- ①活動拠点となる町民会館の整備内容を検討します。また、ホールボランティアや芸術文化ワークショップ活動に町民が参画できる体制を整備し、町のシンボルとなる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。（担当課：生涯学習課）
- ②講演会や演劇公演、音楽会など、優れた芸術文化に接する機会の充実に努め、芸術文化に対する町民の関心と理解を深めていきます。また、亘理町文化祭などの創作活動成果の発表機会の拡充を支援し、芸術文化の定着に努めます。（担当課：生涯学習課）

(2)芸術文化団体の育成と指導者の確保

- ①町芸術文化協会をはじめ各種文化団体・サークルの自主的活動を積極的に支援し、団体・サークルの育成・活動活性化を促進します。（担当課：生涯学習課）
- ②芸術文化の向上を図るため、優れた個人・団体・指導者に「亘理町文化賞」を授与し、その活動等の奨励を行います。（担当課：生涯学習課）

(3)広報活動の強化

各種芸術文化団体の活動内容、講演会予定などについての広報活動の充実に努め、町民の参加意識の高揚を図ります。（担当課：生涯学習課）

4 生涯スポーツの振興

誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツに関する多様な機会の提供等に努めるとともに、スポーツ施設・設備の充実を図ります。

(1)町民総参加による生涯スポーツの振興 **重**

- ①地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたり、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる、多様なスポーツイベントやスポーツ教室の開設等に取り組みます。また、町民の健康志向やニーズに沿った施設整備や事業展開を推進します。更に、町内の各スポーツ行事情報などを収集提供できるよう、町ホームページやSNS等を活用した情報管理体制の充実を図ります。（担当課：生涯学習課）
- ②各体育館・公民館・海洋センターなどと連携を図りながら、町民各層が日常生活の中で気軽に楽しめるような各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催に努めます。また、各種スポーツ教室等の参加者が自らサークル・愛好会等を組織して活動できるよう、支援します。（担当課：生涯学習課）

(2)生涯スポーツ関係団体・指導者の育成と競技力の向上

- ①亶理町体育協会、スポーツ少年団の活動を支援するとともに、各団体の連携・交流の強化を図ります。(担当課：生涯学習課)
- ②スポーツ指導者等の研修会や資格取得講習会への参加を促進し、スポーツ指導者の育成確保を図ります。(担当課：生涯学習課)
- ③競技スポーツについては、すぐれた専門的指導者の確保を各競技団体や大学等に強く求めていきます。また、競技力水準の向上や競技人口拡大のため、優秀選手や団体に全国大会等出場の助成や「亶理町スポーツ賞」を授与し、顕彰します。(担当課：生涯学習課)

(3)スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進 重

- ①各体育館や海洋センターなど、既設の屋内・屋外スポーツ施設等の充実に努め、施設・設備の老朽化等に対応し改修整備を行います。また、高齢者や障がい者とともに利用できるよう、施設のバリアフリー化への改修に努めます。(担当課：生涯学習課)
- ②学校体育施設の開放については、開放状況や利用手続き方法などを広く情報提供し、利用の促進を図ります。(担当課：生涯学習課、教育総務課)
- ③スポーツ活動の拠点施設となる総合体育館については、公共ゾーンの整備において長期的な視点で検討し、整備を図ります。(担当課：生涯学習課、財政課、企画課)
- ④主要なスポーツ施設の管理運営については、民間委託も含めて検討し、コストの削減や施設・サービスの充実に努めます。(担当課：生涯学習課)

(4)スポーツイベント・交流事業の推進 重

- ①わたり復興マラソン大会は、町外の参加者も多く、シンボルイベントとして復興の情報発信や地域の活性化のため、今後とも全町的な実施体制を確立して事業推進を図ります。
(担当課：生涯学習課)
- ②広域的なスポーツ大会や交流イベントの誘致・開催及びこれらイベント等への積極的な参加促進に努めます。(担当課：生涯学習課)
- ③健康づくりのためのスポーツイベントなど、町民が主体となった活動を促進するとともに、町民の相互交流を図りながら、連帯意識の高揚に努めます。(担当課：生涯学習課)

5 文化財の保護・伝承及び活用

亘理伊達家歴代墓所や国指定史跡三十三間堂官衙遺跡をはじめとする多数の文化財や伝統芸能、歴史的景観の適切な保存に努めるとともに、文化財保護団体等の育成を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努めます。

(1)文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進

- ①国指定史跡「三十三間堂官衙遺跡」は、策定した「三十三間堂官衙遺跡整備基本計画」に基づき、事業を推進します。●(担当課：生涯学習課)
- ②「亘理伊達家歴代墓所」について、町指定文化財「伊達実元霊屋」の修復や歴代墓所の環境整備を継続して行い、御開帳や史跡案内等を通じて県内有数の文化財であることを周知していきます。●(担当課：生涯学習課)
- ③町内の遺跡・史跡等の標柱、案内板、説明板等について、老朽化対策等を含めた補修・整備を進め、町の文化遺産を広く周知するように努めます。(担当課：生涯学習課)
- ④町内の文化財、遺跡・史跡については、ボランティア等を活用して、町民の協力のもと保護と保存に努めます。(担当課：生涯学習課)
- ⑤国指定史跡三十三間堂官衙遺跡及び伊達成実公をはじめとする亘理伊達家歴代の貴重な文化財などの歴史・文化遺産について、次世代へ継承するために保護と保存の重要性を周知します。また、亘理町の歴史観光資源として活用できるように関係機関と連携を図るとともに、環境整備に努めます。●(担当課：生涯学習課)

(2)郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

- ①地域文化の担い手、民俗芸能保持団体の活動を支援しながら指導者と後継者の育成を推進するとともに、披露の場を提供するなどして、次世代への継承と町内外への周知に努めます。(担当課：生涯学習課)
- ②文化財や伝統文化、民話などを身近な文化遺産として認識し、次世代へ伝えていくために、郷土資料館活動と学校教育の連携を図ります。(担当課：生涯学習課)

(3)郷土資料館活動の充実

- ①亘理町の歴史、考古、民俗に関する資料を広く収集することにより、町の歴史と文化を探究し、企画展等の活動を通して町民に還元していきます。(担当課：生涯学習課)
- ②町の歴史と文化に触れる講演会や体験学習会等を開催し、教育普及活動の充実を図ります。(担当課：生涯学習課)
- ③郷土資料館が研究機関としての役割を果たせるよう、職員の専門性を高める知識や技術の習得に努めます。(担当課：生涯学習課)

(4)町史編さん事業の推進 ●

既刊の町史以降の歴史、自然、民俗を記録し後世に伝えるため、令和元年度に刊行した民俗編に引き続き、自然編及び資料編の編さん作業を推進します。(担当課：生涯学習課)

6 国際交流・地域間交流活動の推進

国際化の時代に対応するため、芸術・文化面やスポーツ面、産業面での多彩な交流活動を育成振興するとともに、国内外の諸都市との連携などを通じた、多面的な交流を推進していきます。

(1) 県内外の都市とのふれあい交流活動の推進 **重**

- ①ふるさと姉妹都市北海道伊達市や**友好都市**大分県日出町との多彩な交流事業を実施していきます。(担当課：企画課)
- ②伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会(構成：伊達市、亘理町、山元町、新地町、柴田町)活動についても、**災害相互支援の強化とともに**、今後とも継続して実施します。(担当課：企画課)
- ③県内外の市町村と連携し、芸術・文化・スポーツ・産業など多彩な交流事業を進めます。
(担当課：企画課、生涯学習課、農林水産課、商工観光課)

(2) 国際交流活動の充実 **重**

- ①次世代を担う国際感覚豊かな人材を育てることを目的に、中学2年生を対象とした亘理町中学生海外派遣事業を継続して実施するとともに、**関係機関と連携し、オンラインでの交流も含めた相互交流について、多様な受け入れ体制を整備**します。
(担当課：企画課)
- ②国際交流協会わたりと連携し、町内、あるいは周辺に居住している留学生等との交流、町内で生活している外国人を対象とした日本語教室の開催をはじめ、**町のホームページ等において**国際化に対応した各種情報の提供を図り、外国の人々を温かく迎え、活動しやすい環境づくりに努めます。(担当課：企画課)
- ③国際感覚を育むため、幼児期から外国の文化や言語に触れる交流活動を実施します。
(担当課：子ども未来課、企画課)
- ④教育、文化、スポーツ、産業等の人材育成を推進するため、多方面の国際親善・交流活動の活性化を**推進**します。(担当課：企画課)
- ⑤町民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動を**推進**します。
(担当課：企画課)

第4章 未来に続く健康づくり

1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備

新しく整備した保健福祉センターを活用し、「誰もが元気になれる、誰もが元気を作れる」未来に続く健康づくりを目指し、町民のライフステージに応じた主体的な健康づくりの取組を推進していきます。

(1)保健福祉センターの機能整備 **重**

保健福祉センターは、保健、医療、福祉の活動拠点として、また災害時の医療救護活動拠点としての役割が実効性のあるものとなるよう、機能や体制の整備・強化を推進します。

(担当課：健康推進課、長寿介護課)

(2)保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的な連携会議を定期的開催・参加し、ネットワークの強化を図ります。(担当課：健康推進課、長寿介護課)

2 健康づくりの推進

生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすために町民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、「第二次健康わたり21」及び「第3次互理町食育推進計画」に基づき、事業の推進を図ります。

(1)町民主体の健康づくり体制の確立 **重**

「第二次健康わたり21」及び「第3次互理町食育推進計画」を推進し、関係機関と連携を図りながら、町民自ら健康づくりと健康寿命の延伸に取り組める体制を整えます。特に、生活改善推進員協議会及び運動支援地域サポーター会等の、健康づくり活動を担う関係機関と協働し、健康づくり体制の強化に努めます。(担当課：健康推進課、長寿介護課)

(2)生涯現役を目指した健康づくり事業の推進 **重**

妊婦から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じて、生活習慣病予防及び重症化予防に着目した健康づくりを推進します。(担当課：健康推進課)

①若人健診、特定健診、シルバー健診の受診率の向上と生活習慣病の発症予防、重症化予防の保健指導の充実を図り、町民の健康意識の向上等を通じ、より良い生活習慣への行動変容や健康格差の解消、健康寿命の延伸に繋がるように努めます。(担当課：健康推進課)

②死亡原因の第1位を占めるがんの早期発見、早期治療のため、保健福祉センターを活用し、総合検診を推進する体制の整備を進め、がんについての啓発及び検診受診率の向上を図ります。(担当課：健康推進課)

- ③ 住民の健康情報を一元的に管理できる健康管理システムを**活用**し、地域特性に合わせた健康づくりを支援していきます。（担当課：健康推進課）

(3)母子保健事業の推進 **重**

「第2期亙理町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、将来の生活習慣病の**発症予防**や**子育て世代の孤立化による各種問題の発生予防等**に向け、妊娠期から**子育て期の切れ目のなく子育て世代へ寄り添う支援を関係機関と連携**し支援していきます。また、妊娠・出産包括支援事業については、**子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携を取り実施**していきます。（担当課：健康推進課、子ども未来課）

- 妊娠期から乳幼児期までの各期間における健康な体づくりを支援します。（担当課：健康推進課）
- 親が子どもの発達・発育を理解し、見通しをもって子育てができるよう支援します。（担当課：健康推進課）
- 親が安心して子育てができるよう、保健指導や相談等により対応します。（担当課：健康推進課）
- 子どもを持ちたいと思う不妊に悩む夫婦を支援します。（担当課：健康推進課）

(4)食育推進事業の推進 **重**

- ①「第3次亙理町食育推進計画」に基づき、町民一人ひとりが「食」を生きる上での基本としてとらえ、生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活が送れるよう、ライフステージに応じた食育事業に取り組みます。また、**新鮮な地場産品や伝統料理を健康的に食べる習慣を町民に普及**することで、「食」の面からの健康づくりに繋がります。（担当課：健康推進課）
- ②食育推進会議を開催し、「食育」に関わる機関・団体等とのネットワークづくりを進め、「食育」に関する情報の交換・共有・**発信**を図り、「食育」を支える推進体制の**強化**を図ります。（担当課：健康推進課）

(5)こころの健康づくりの推進 **重**

こころの健康づくりの知識の普及を図り、健康教育・相談などを通して、こころの健康の保持増進に努めます。また、医療や**関係部局との連携強化**による精神障がい者ケアマネジメントの推進、自立と社会経済活動への参加促進のため、地域移行支援、地域定着支援の推進に努めます。（担当課：健康推進課、福祉課）

3 保健・医療体制の充実

町民が不安なく暮らせるよう、関係機関と連携し、地域医療の整備充実に努めていきます。

(1)救急医療体制の整備充実

- ①一次救急医療は、互理郡医師会の協力による「休日当番医制事業」や関係機関との連携による「休日歯科診療事業」により、休日における急病患者の診療体制を維持します。また、関係機関と連携し、「平日夜間初期救急診療事業」の実施による平日夜間の診療体制を維持します。（担当課：健康推進課）
- ②二次救急医療は、関係機関と連携し、病院群輪番制による診療体制の充実強化に努めます。また、病状が急変しやすい小児の救急医療にも不安なく対応できるよう、県へ強く要望していきます。（担当課：健康推進課）
- ③休日・夜間診療案内や「こども夜間安心コール」「おとなの救急110番」事業の充実を県に要望し、緊急時に対応できる環境の充実と制度の周知を図ります。（担当課：健康推進課）

(2)地域医療体制の整備充実

- ①関係機関と連携し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及啓発を図ります。（担当課：健康推進課）
- ②広域的な視点に立った医療資源の活用のため、特に専門的二次医療サービスの確保充実について、関係機関や近隣市町と連携しながら積極的に推進していきます。
(担当課：健康推進課)
- ③産科・小児科専門医の確保について、関係機関と連携しながら対応していきます。
(担当課：健康推進課)

(3)感染症を含めた疾病予防の推進 **重**

- ①「互理町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ等の感染症対策について、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」「町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を基本方針として、国や県と強ちに連絡・連携しながら、各発生段階に応じた全庁的な対策を実施します。
(担当課：健康推進課)
- ② 疾病予防の適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関等の協力を得ながら総合的な予防医療の体制整備の強化・充実を図ります。（担当課：健康推進課）

4 地域福祉の推進

町民一人ひとりの多様なニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域福祉に関わる各種の施策を推進します。

(1)地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化 **重**

- ①保健・医療・福祉の関係団体はもちろん、その他の各種団体等と幅広く連携し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。（担当課：健康推進課、福祉課）
- ②福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員・児童委員などによる日常的な相談体制の強化を図ります。（担当課：福祉課）

(2)地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保

- ①地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の財政基盤の充実や組織体制の強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充に対し、積極的に支援していきます。
(担当課：福祉課)
- ②各種福祉団体への支援及び指導に努めるとともに、各団体の連携を進めて、活動の広がりを促します。（担当課：福祉課）

(3)福祉意識の高揚と計画の推進

- ①幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育活動、**社会福祉研修会**の中で福祉教育の充実を図ります。（担当課：福祉課）
- ②「**亘理町障がい者プラン**」、「**第2期亘理町子ども・子育て支援事業計画**」、「**亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険計画**」など、地域福祉に関する広報と啓発活動の拡充を通して、町民の福祉意識の高揚を図るとともに、**関係機関と課題を共有しながら、計画の推進を図ります。**（担当課：福祉課、子ども未来課、長寿介護課）

(4)福祉人材の育成・確保体制の拡充 **重**

- ①介護教室や**研修会**等の充実支援を図り、誰もが受講しやすい環境を整えるなど、**職員の資質向上**と福祉人材の育成確保に努めます。（担当課：福祉課、長寿介護課）
- ②ボランティアセンター機能の**強化**を図り、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めるとともに、指導者・グループリーダーの養成と資質の向上に努めます。（担当課：福祉課、長寿介護課）

(5)人にやさしいまちづくりの推進 **重**

高齢者や障がい者などが支障なく安心して過ごせるよう、各種施設のバリアフリー化や道路、歩道の改修整備や**適切な維持管理**に努め、生活環境の充実を図ります。

（担当課：長寿介護課、福祉課、都市建設課、生涯学習課）

5 児童福祉・子育て支援対策の充実

少子化の進行といった今日の状況を踏まえ、子育ては社会全体への貢献でもあるという**共通認識のもと**、「第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。

安心して働ける体制を整備し、仕事と家庭との両立が可能なまちづくりを推進するとともに、**幼稚園や保育所等の幼児教育・保育サービスを通じて**、総合的な対応を図ります。また、障がいを持つ子どもとその家族の支援や子どもの虐待の予防対策などに対して、関係機関と連携しつつ多角的に支援していきます。

また、各種サービスに関する情報発信を強化し、利用者の増加と周知に努めます。

(1) 子育てのサポート体制の整備 **重**

子育て家庭の多様なニーズに**応じ**、病児・病後児保育事業の充実を図るとともに、少子化の影響等を総合的に勘案しながら保育施設の整備等による定員拡大を図り、待機児童ゼロを目指します。また、質の高い幼児期の学校教育(幼稚園)・保育・地域の子育て支援を提供できるよう、積極的に取り組みます。(担当課：子ども未来課)

●保育施設等の整備

施設の整備により待機児童数が減少するなか、依然として低年齢児の待機児童が発生していることから、子ども・子育て支援審議会の意見等を踏まえ、保育園を新設し待機児童の解消を図ります。

(担当課：子ども未来課)

●利用者支援事業の実施

子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたり、子育てに関わる支援事業等の情報提供や相談・助言を積極的に行います。

(担当課：子ども未来課、健康推進課)

●病児・病後児保育の実施

就労家庭の負担を軽減するため、引き続き事業の充実に取り組みます。

(担当課：子ども未来課)

●一時預かり(幼稚園預かり保育)の実施

保護者の疾病やリフレッシュ等に対応するため、利便性を確保しつつ安心して預けられるよう実施体制の見直しを行い、サービスの充実に取り組みます。また、幼児教育保育無償化制度の影響で利用の増加が見込まれることから、引き続き幼稚園と連携して必要な受け皿の確保に努めます。(担当課：子ども未来課)

●ファミリー・サポート・センターの充実

子育て家庭のニーズに対応できるよう、協力会員の増強に取り組みます。

(担当課：子ども未来課)

(2)子どもの心身の健やかな成長の支援

①地域における子育て支援サービス **重**

地域社会全体での子育て支援や、社会資源をいかした連携を通じて、子どもの育成支援を推進します。また、地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスを、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てができるよう積極的な情報発信に努めます。

(担当課：子ども未来課)

●地域子育て支援センター事業の充実

子育て家庭の親子が身近な場所で気軽に集まり、親子の交流や仲間づくり、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供等の支援を一層充実させます。また、子育ての不安感の緩和や子どもたちの健やかな育ちを支援できるよう、職員の資質向上に努めます。

(担当課：子ども未来課)

●保育所・児童館等における子育て支援事業の充実

行事やレクリエーション等を通じ、地域の子育て家庭や保育所の子どもたちと地域住民の交流を図り、異年齢交流や高齢者等との世代間交流を推進します。

(担当課：子ども未来課)

●子育て支援情報の提供

子育てに関する情報を取りまとめた「わたりっこのいきいきマップ」を引き続き作成します。また、町広報紙やホームページ、SNSを活用しながら子育て支援情報の積極的な提供を行います。(担当課：子ども未来課)

●子育てサークルの支援

子育てに関する各種サークルの育成と活動を支援するため、場所や遊びの提供に加え、必要に応じて子育ての相談等を行います。(担当課：子ども未来課)

●児童家庭相談の充実

家庭における児童の適切な養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、児童家庭相談員を配置し、児童家庭の福祉に関して専門的な相談を行います。

(担当課：子ども未来課)

●民生委員・児童委員の活動の充実

児童福祉部会を中心に、子育てに関する講演会や児童福祉施設の見学研修等により、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図り、また、地域の子育て支援事業へ協力していきます。(担当課：福祉課)

②児童の健全育成

子どもたちが地域の一員として主体的に社会参加できるよう、地域と行政・関係団体が連携し、引き続き健全育成のための環境づくりに取り組みます。また、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会、地域の自然環境や経験豊かな人材の活用による、**世代間交流**や多様な体験活動の機会を充実させます。(担当課：子ども未来課、生涯学習課)

●児童の居場所づくりとしての中央児童センターや児童館の**自由来館等**の利用促進

(担当課：子ども未来課)

●子ども未来ネットワーク協議会を中心とする関係機関の協力を得ながら、いじめ、幼児・児童虐待等、児童や家庭の問題を気軽に相談できる総合的な相談支援体制の強化

(担当課：子ども未来課、教育総務課、生涯学習課)

●放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブについては、特に互理・逢隈小学校区で利用待機が発生していることから、放課後児童クラブの新設や既存施設を活用し定員を拡大します。また、放課後の児童の居場所を確保し児童の健全な育成を図るため、小学校や各地区交流センター、民間の学習支援等の活用も併せて検討していきます。

(担当課：子ども未来課)

●放課後子ども教室の実施及び放課後子ども総合プランの体制整備

(担当課：子ども未来課、生涯学習課)

③次代の親の育成と参画 **重**

次代の親としての自覚と正しい知識について、発達段階に応じた啓発機会の充実をはじめ、思春期の各種問題の未然防止や兆候の早期発見に取り組み、子どもの心のケアのための相談体制を充実します。また、未来のまちづくりの主演となるすべての子ども達も、町民の一人として主体的に参画していくための仕組みづくりや、それらの取組を通じた郷土愛の醸成等に取り組みます。

(担当課：子ども未来課、教育総務課、生涯学習課、企画課、健康推進課)

●思春期保健相談体制の充実

学童期・思春期における心の問題について、相談体制や関係機関との連携の充実に取り組みます。

(担当課：子ども未来課、教育総務課)

●思春期保健体験事業の充実 **重**

思春期の中学生に対し、助産師による妊娠・出産に関する「明日の親となる中学生を対象とした子育て理解講座」、幼稚園や保育所等での幼児とのふれあい体験を引き続き実施し、子どもへの愛情の醸成に取り組みます。

(担当課：子ども未来課、生涯学習課)

●関係機関の連携の推進 **重**

学童期・思春期における心とからだの問題について、関係機関と連携を図り、課題や取り組みについて検討していきます。

(担当課：教育総務課、健康推進課)

●まちづくりに関する子どもの参画・協働促進 **重**

子どもが自分の‘まち’に関心と愛着を持ち、積極的にまちづくりに参画できるよう、各年齢層に応じた機会づくりに向け、関係機関と検討します。

(担当課：企画課)

④家庭や地域の教育力の向上 **重**

子どもたちの健やかな成長を支援していくために、家庭に求められる教育力の向上を支援するとともに、親子が地域と接する機会を一層提供できるよう、学校や地域と連携し、家庭教育や地域交流機会の充実を目指します。(担当課：生涯学習課)

⑤子育て支援ネットワークづくり **重**

子育て支援ネットワークの構築と拡大が重要であるとの認識のもと、町民や関係団体の協力を得るため、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

(担当課：子ども未来課)

●子ども未来ネットワーク協議会の運営

子どもと親が安心し、自信を持って生きていくことができる地域づくりを目指し、未来ある子どもの人権を保障することを目的として、関係機関が連携し課題の共有や対応を協議する「子ども未来づくりネットワーク協議会」の運営を強化します。

(担当課：子ども未来課)

(3)特に支援を必要とする子どもや家庭への支援 **重**

①障がい児対策の充実

近年、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害（ASD）等の「発達障害」が注目され、相談件数も増加傾向にあることから、今後も、障がい児やその家族の状況に応じて必要なサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障がい児施策の体系的な推進に取り組みます。

また、地域における障がいのある方や障がいへの理解を深めるための啓発強化を図り、差別のない町づくりに努めます。（担当課：子ども未来課、教育総務課、福祉課）

●障がい児相談・支援拠点施設（二杉園）の整備と機能強化

乳幼児健診や保育所等の施設をとおして、発達に偏りのある児童の早期発見・早期療育に取り組むとともに、療育の拠点として活用している二杉園の、施設を整備し、地域における中核的な療育支援機関として機能強化を図ります。

(担当課：子ども未来課、福祉課)

●療育支援事業（心理相談・施設巡回相談）の充実

障がいや発達に偏りのある子どもの相談や支援については、二杉園を中心に児童福祉施設の保育士や保健師、障碍児相談支援事業所等が対応するほか、宮城県山元支援学校の教育相談や県の発達障碍児相談体制と連携を図りながら実施します。また、町内児童福祉施設の保育士に対し、療育支援研修等を行い、職員の資質向上に努めます。

(担当課：子ども未来課)

●障がい児保育の実施

障がいや発達に偏りがある子どもが、集団保育を通して、将来に向けた社会生活の基礎を身に付けられるよう、認可保育所等で受け入れを行います。

(担当課：子ども未来課)

●特別支援教育の充実

子どもが保育所や幼稚園から円滑に小学校へ移行できるよう、保護者の了解のもと、就学前には保育・教育・福祉・保健で情報共有できるよう努めます。また、障がいのある子どもが学校に通いともに育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努めます。特別支援学校における地域支援の活用や、障がいや発達に偏りのある子どもに対する教員や職員の理解を深める研修会等の機会を増やします。

(担当課：教育総務課)

●児童発達支援事業充実

障がいや発達の偏り、またはその可能性のある、主に未就学児を対象に、個々の障がい及び発達の過程に応じた発達支援や、家族への支援を積極的に行います。また、二杉園については、地域における中核的な療育支援機関として、地域からの相談を受け、助言を行

うことができるよう一層の機能強化と職員の資質向上を図ります。また、地域における中核的な療育支援機関として、地域からの相談・助言を行うことができるよう一層の機能強化と職員の資質向上を図ります。

(担当課：子ども未来課)

●在宅福祉サービスの推進

障がいや発達に偏りのある子どもが、できる限り住み慣れた地域で生活することができ、また、家族の負担の軽減を図るため、社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。(担当課：福祉課)

●幼児発達支援事業の充実

発達や行動特性等が心配な子どもと保護者を対象に、保育士が小集団の遊びを通じて発達を促す発達応援教室「なかよしひろば」を実施するなど、支援の充実を図ります。

(担当課：子ども未来課)

②子どもの虐待防止対策の充実

子ども虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応、すべての子どもの権利を擁護するための機能を果たすため、引き続き相談・訪問・対策部会の開催等の事業を実施します。更に、児童相談所や警察等、関係機関との連携の一層の強化と充実を推進します。また、地域住民に対しては、子ども虐待防止に向けた啓発活動の継続実施と充実に努めます。(担当課：子ども未来課)

●要保護児童対策部会の推進

近年、子どもの虐待に関する相談や通告件数が増加していることから、児童福祉法に基づく要保護児童対策調整機関として位置付けられる子ども未来ネットワーク協議会の要保護児童対策部会等と連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議するとともに、専門性を強化するため、調整担当者の資質向上に努めます。(担当課：子ども未来課)

●子ども虐待防止の啓発

子ども虐待の予防について、町広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。また、講座等の機会を捉え、虐待が生まれる環境、虐待の兆候、虐待とは何か等、虐待についての理解促進を図り、子ども虐待の防止につなげます。(担当課：子ども未来課)

●児童家庭相談の充実

家庭における子どもの適切な養育と、養育に関連して発生する子どもの問題の解決を図るため、児童家庭相談員を配置し、児童家庭の福祉に関して相談を受けるとともに、専門的な指導をしていきます。また、子ども虐待の通告や相談があった場合には、速やかに子どもの安全を確認し、的確に対処できるよう取り組みます。(担当課：子ども未来課)

●養育支援訪問事業の充実

望まない妊娠、若年の妊産婦、強い育児不安やストレスを抱えている養育者に対し、育児不安の解消や子育て方法等の助言等を行う家庭訪問を行います。(担当課：子ども未来課)

●児童に関係したドメスティック・バイオレンス(DV)対策の充実

DVにより被害を受けた母親及びその子どもに対して、速やかに保護することができるよう情報提供や関係機関との連携を図る等対応に努めます。(担当課：子ども未来課)

③心の問題を抱える子どもへの対策

子どもやその家族、学校が抱えるさまざまな悩みに対して、教育委員会や関係機関と連携した支援を行います。（担当課：子ども未来課、教育総務課）

●震災の影響を受けた子どもと保護者へのカウンセリングの実施

スクールカウンセラー等の配置による相談体制を継続し、児童の心のケアを継続していきます。（担当課：教育総務課）

●不登校等の支援体制の強化

学校・家庭、関係機関等が連携し、不登校で悩む家庭への対応について、支援体制の強化を図ります。また、中学校卒業後の子どもについても、引き続き児童家庭相談等を通じて状況を把握のうえ、支援を実施します。（担当課：子ども未来課、教育総務課）

④ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であることから、引き続き情報提供や相談の充実のほか、関係機関との連携を強化し、日常生活支援や経済的支援、就労支援を進め、自立と生活の安定を促します。（担当課：子ども未来課、教育総務課）

●生活援助対策事業の推進

安定した日常生活を送ることができるよう、ひとり親家庭に対して、児童扶養手当や母子父子医療費助成等の支援を行います。（担当課：子ども未来課）

●相談体制の充実

ひとり親家庭の様々な相談に応じ、助言・指導を行うほか、必要に応じて適切な機関等を紹介します。（担当課：子ども未来課）

●母子父子福祉資金貸付の実施

ひとり親家庭の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため、必要な資金の貸付を行います。（担当課：子ども未来課）

●ひとり親家庭等の親の就業促進

親の就業を促進するため、労働関係機関と連携しながら、求人情報の提供や技術習得のための研修会の情報等の提供を行います。（担当課：子ども未来課）

●低所得世帯への支援

低所得世帯の多くが、ひとり親家庭であることを踏まえ、子どもが経済的な理由によって不利益を被らないよう、支援体制を検討します。（担当課：子ども未来課、教育総務課）

(4) 出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくり

晩婚化・未婚化が少子化の一つの要因となっているため、結婚を望む人や若い世代の出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくりについて、県や民間と連携しながら支援します。

（担当課：町民生活課）

(5) 各種サービスの情報発信の強化 新規

広報やホームページ、SNS等の各種媒体を活用し、乳幼児健診や子育て支援事業等の子育てに関する各種サービスや制度についての周知と利用者の増加を図ります。

（担当課：健康推進課、子ども未来課、教育総務課、企画課）

6 高齢者福祉の充実

超高齢社会の中で、高齢者一人ひとりが個々の心身の状態に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

(1)円滑な介護保険制度の運営 **重**

3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図り、適正かつ円滑な運営に努めます。（担当課：長寿介護課）

(2)介護保険サービスの充実 **重**

①民間事業者との連携のもと、各種の居宅サービスや施設サービス、介護予防サービスなど、介護保険対象サービスの整備を進めるとともに、地域包括支援センターの運営を随時見直すことで、サービスの総合調整・相談体制の強化に努めます。（担当課：長寿介護課）

②介護者の負担を軽減するため、**事業者等との連携のもと、家族介護レスパイト事業を実施します。**（担当課：長寿介護課）

③質の高いサービスを確保するために、サービスの提供状況の把握に努めるとともに、保険者機能の強化と質の向上の視点から、事業者への指導・監督等の強化を図ります。

（担当課：長寿介護課）

(3)保健指導や健康教育の充実 **新規**

国の後期高齢者医療の保健事業と介護予防の一体化事業に基づき、身近な地域で、生活機能低下防止と疾病予防・重症化予防に資する保健指導等が一体的に受けられる体制の整備を進めます。（担当課：長寿介護課、健康推進課）

(4)介護予防生活支援事業等の推進 **重**

①高齢者を対象とする事業として、脳活性化教室や介護予防運動教室をはじめとし、既存のサービスに加えて地域の多様な主体を活用した取り組みを推進していきます。**また**、地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるよう、次のような事業を重点的に推進していきます。（担当課：長寿介護課）

- 認知症予防脳活性化教室（担当課：長寿介護課）
- 介護予防運動教室（担当課：長寿介護課）
- 介護予防リズム体操 **新規**（担当課：長寿介護課）
- 自宅での介護予防情報等の発信と普及 **新規**（担当課：長寿介護課）
- 緊急通報システムの周知（担当課：長寿介護課）
- 成年後見制度利用支援事業（担当課：長寿介護課）
- 在宅高齢者紙おむつ支給事業（担当課：長寿介護課）
- ボランティア支援事業（担当課：長寿介護課）
- 家族介護教室・在宅介護者励会事業（担当課：長寿介護課）

②医療と介護の連携強化のもと、高齢者の居住環境の改善を含め、保健・医療・福祉・生涯学習など総合的に高齢者の生活をサポート・ケアする地域包括ケアシステムの推進に努めます。また、高齢者虐待等、権利擁護に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携しながら高齢者を守ります。（担当課：長寿介護課）

③民生委員・児童委員や社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療機関、民間サービス、地域資源、その他関係機関等との連携と、目標設定と実施事業の評価により、高齢者の在宅生活継続支援の更なる強化を図ります。（担当課：長寿介護課）

(5) 高齢者の生きがい対策の推進 **重**

①老人クラブ活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター活動の充実強化、さらには各種教室等で学んだ生涯学習活動成果の活用を広げ、高齢者の地域社会への参加を促進します。（担当課：長寿介護課）

②地区集会施設や学校の空き教室等の身近な施設を活用して、高齢者等の多様なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。（担当課：長寿介護課）

7 障がい者福祉の充実

「亘理町障がい者プラン」に基づき、ノーマライゼーションやリハビリテーション（人間らしく生きる権利）を基本理念として各種の障がい者福祉施策を実施するなかで、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

(1) 「亘理町障がい者プラン」の活用 **重**

「亘理町障がい者プラン」について町民へ広く周知するとともに、計画に位置付けた各施策を遂行していきます。また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活でき、日常生活および社会生活の質の向上が図れるよう、今後も関係機関と連携し、障がい者福祉サービスを推進していきます。（担当課：福祉課）

(2) 思いやりとコミュニケーションの促進（啓発・広報）

障がいの有無にかかわらず共に歩む社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念の啓発・広報活動を推進するとともに、情報のバリアフリー化とボランティア活動の充実に努めます。（担当課：福祉課）

(3) 自立した生活を支援する福祉の充実(生活支援)

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、また、住み慣れた環境で安心して暮らすことができるよう、生活支援体制の整備を図るとともに、生活の安定のための相談体制の強化や権利擁護の推進等を実施します。（担当課：福祉課）

(4)生きがいを持った暮らしの推進(雇用・就労)

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業できるよう公共職業安定所(ハローワーク)と連携するとともに、一人ひとり障がいの違いを理解してもらうためのジョブコーチやトライアル雇用の制度利用を促進します。また、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のために、就労支援施設における福祉的就労の支援・促進に努めます。(担当課:福祉課)

(5)健康で生き生きとした暮らしの推進(保健・医療) **新規**

障がいの早期発見、早期対応の視点から、母子保健事業や生活習慣病予防事業の充実を図ります。また、障がいのある人がより安心・安全な生活を送ることができるよう、医療とリハビリテーション体制の充実等に努めます。(担当課:健康推進課、福祉課)

(6)心豊かな暮らしの推進(スポーツ・芸術)

障がいのある人の社会参加やリハビリテーション、ノーマライゼーションの理念を広く浸透させることを目指し、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等への参加のための条件整備に努めます。(担当課:福祉課、生涯学習課)

(7)安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進(生活環境) **新規**

公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化を進めるとともに、移動・交通対策の推進、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」の実施、緊急時の情報提供体制の整備等を進めます。(担当課:都市建設課、福祉課)

(8)障がい者の虐待防止 **重**

障がい者の虐待発生時の対応や再発防止への取り組み、関係機関との連携・調整を行うなど、様々なケースに対応します。(担当課:福祉課)

(9)障がいを理由とする差別の解消

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物・制度・慣行・観念など、社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、啓発に努めます。(担当課:福祉課)

8 社会保障等の充実

すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、年金、医療保険、生活保護制度等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。また、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、保健指導を推進し、医療費の適正化に努めます。

(1)国民健康保険税の収納率の向上

未申告者への申告指導による保険税の適正な賦課や、国保資格の得喪届けの勧奨と遡及適用の実施の徹底、納税相談の充実や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。

(担当課：健康推進課、税務課)

(2)医療費の適正化

「第2期巨理町国民健康保険 保健事業実施計画」(データヘルス計画)に基づき、レセプト等のデータを活用しながら、生活習慣病の発症や重症化予防のための保健事業を進めていきます。また、ジェネリック医薬品の普及啓発や更なる特定健診や保健指導実施率・保健指導の質の向上への取組を通じて、健康格差の縮小を目指します。(担当課：健康推進課)

(3)国民年金制度の推進

年金受給権の確保を図るため、資格取得や年金相談時などに口座振替の勧奨や免除制度、学生納付特例制度などの周知を図るとともに、年金事務所との連携をより一層強化しながら、制度の啓発・普及を行います。(担当課：健康推進課)

(4)生活困窮者への支援 **重**

生活困窮者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。(担当課：福祉課)

第5章 絆を深める自治づくり

1 まちづくり基本条例の活用

「亘理町まちづくり基本条例」に基づき、「亘理町協働のまちづくり計画(基本指針・基本計画)」の推進と、町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりや計画掲載事業を実施していきます。

(1)まちづくり基本条例の活用 重

まちづくり基本条例により、町民、町議会、行政が協働で協議を進め、協働のまちづくりが町の総意となるよう推進します。(担当課：企画課)

(2)「亘理町協働のまちづくり計画」の着実な実施 重

まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、協働のまちづくりを推進するために「亘理町まちづくり推進委員会」で検討を行い、「亘理町協働のまちづくり計画」にある行動計画に沿って、各種取組を着実に実施していきます。(担当課：企画課)

(3)まちづくり協議会の活動推進 重

町内5地区に設立されたまちづくり協議会が策定した地域の実情に沿った各地区の計画への取り組みを支援します。(担当課：企画課)

(4)人材育成の推進 重

地方分権の進展、少子・高齢化、国際化、高度情報化、町民の価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急激に変化している中で、「亘理町人材育成基本方針」のもと、町職員等の積極的な人材育成に努めます。(担当課：総務課、企画課)

2 地域協働のまちづくり体制の確立

広報・広聴活動の充実、情報公開の一層の推進、町民のまちづくりに関する様々な学習機会の提供等を通じて、まちづくりの多様な活動分野に町民等が積極的に参画できる、地域協働のまちづくり体制を確立します。

(1)広報・広聴活動の充実

① SNSや各種メディア、広報を活用し、行政情報を分かりやすく伝えることはもちろん、イベントの様子や人にスポットをあてた記事などをきめ細やかに伝え、町の魅力を再発見できる情報発信に努めます。(担当課：企画課)

② 節目の年には町勢要覧を含めた冊子を刊行する等、その都度おしらせすべきことは広く周知し、にぎわいの創出へつながるよう、各種メディアを活用して町内外へ町の魅力をPRします。(担当課：企画課)

- ③ 亘理町公式ホームページでは、行政情報を一目で分かりやすく伝えることはもちろん、**充実した観光情報等の提供により**交流人口の増加につなげます。また、メール配信サービスでは最新の情報を直接提供できる利点を最大限に活用し、町の魅力を伝えるとともに、**Jアラート(全国瞬時警報システム)と連携して災害等の緊急情報や避難情報などを発信します。**(担当課：企画課)
- ④ お問い合わせコーナーにお寄せいただいた貴重な意見を町政に反映するとともに、迅速な対応が必要である場合は担当部署へ連絡し、即座に対処します。(担当課：企画課)

(2) 情報公開の推進

公正で開かれた町政を推進するため、公文書の目録整備など文書管理システムの充実を進めるとともに、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定過程を含めた情報公開を推進します。(担当課：総務課)

(3) まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進 **重**

- ① 行政計画等の策定において、委員等の一般公募、パブリックコメントなどの標準化を図り、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しや行政評価**などについて**、住民の参画・協働を促進します。(担当課：企画課)
- ② 文化行事やイベントの企画・運営等への町民の参画・協働を促進するとともに、指定管理者制度の導入やPFIの検討など、公共施設の整備・管理等への町民及び民間の参画・協働を推進します。(担当課：生涯学習課、企画課)
- ③ 「出前講座」**など**、まちを知るための学習機会の提供による住民の参画・協働への気運の醸成と知識の向上を促進し、若者を含めた幅広い年齢の住民がまちづくりに参加できる環境づくり**と施策の周知**を推進します。(担当課：企画課、生涯学習課)

3 地域活動・コミュニティ活動の充実

「まちづくり協議会」を中心にコミュニティ組織の活性化を図り、**各地区の計画の策定や**人材養成制度を構築し、地域活動・コミュニティ活動を充実します。

(1) コミュニティ活動の充実と活動拠点の整備 **重**

- ① 地域づくりの充実や地区住民の参画の機会を確保し、住民による自治を構築するため設立された「まちづくり協議会」を中心に、地域活動の活性化を促進します。
(担当課：企画課)

②コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ広場、集会施設など、住民が気軽に集える場の適切な維持管理とともに、必要に応じて施設の整備充実を図ります。

(担当課：企画課、総務課)

③コミュニティ施設については、指定管理者制度も視野に入れた地域住民による自主管理・運営の促進を図るとともに、住民がいつでも気軽に活動や利用が出来る環境整備に努めます。(担当課：企画課)

④行政区の見直しについては、社会環境の変化や少子高齢化等に対応するため、地区住民の意向を確認しながら検討を行います。(担当課：企画課)

(2) コミュニティ活動の支援 **重**

①「まちづくり協議会」のもとで地区住民が自主的・主体的に地区計画を策定し、活動を展開する地域事業に対して総合的に支援する「互理町まちづくり協議会事業補助金」を活用した地域活動の活性化を促します。(担当課：企画課)

②各地域で行われている文化・スポーツ・レクリエーション活動や、社会奉仕活動を積極的に支援し、活動の活発化を促すとともに、それぞれの地域の特性をいかした新たなコミュニティ活動、地域ボランティア活動を支援します。(担当課：企画課)

③コミュニティ活動の一環として、地区住民による交通安全活動や防災活動についても積極的に支援します。(担当課：企画課、総務課)

(3) コミュニティリーダーの育成

協働のまちづくりに向けた「コーディネーター・ファシリテーター」等の人材養成研修会を開催するほか、人材育成のための情報提供、県等が行う各種講座への参加支援など学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、コミュニティリーダーの育成に努めます。

(担当課：企画課)

(4) 地域おこし協力隊制度の活用

都市部等から一定期間地域に居住し、地域協力活動を行いながら、の地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊制度を導入し、定住促進と柔軟な地域おこしの推進に取り組みます。

(担当課：企画課)

4 ボランティア活動・NPO 活動の充実

地域で抱える問題に対し町民自ら積極的に参加し、その問題解決や地域の自治を担っていくことが求められています。町民主体のまちづくりの基盤としてのボランティア活動・NPO(特定非営利活動団体)活動を活性化するため、情報提供や相談機能の充実、活動の場の確保、**大学等との連携**、拠点づくり、リーダーの養成等に努めます。

(1)住民意識の醸成

関係機関と連携して、ボランティア活動やNPOに関する相談、情報提供を充実するとともに、これらの活動に対する社会の理解と協力を深めるため、広報・啓発活動の推進や講座・教室等の開催、団体・個人の顕彰などに努めます。(担当課：企画課)

(2)住民活動促進に向けた総合的な条件整備 **重**

①「新しい公共」の担い手として、ボランティアやそのリーダー、コーディネーターの養成・確保を図り、さらには、地域住民の町政参画を推進するために社会福祉協議会や関係機関と連携した各種事業を行います。(担当課：福祉課、企画課)

② **マンパワーが必要不可欠となる**災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化を**更に**促進するとともに、活動・交流の場の確保に努めます。(担当課：福祉課、企画課)

③**県内外の大学等と連携し、学生によるボランティアの相互受け入れや各種委員会への参画等について、運用体制の構築に努めます。** **新規** (担当課：企画課)

5 人権尊重・男女共同参画社会の推進

人権教育の推進、人権意識の啓発・相談活動の推進を図るとともに、「男女共同参画基本計画」に沿って具体的な男女共同参画社会づくりへの啓発と事業実施に努めます。

(1)人権教育の推進

①子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを家庭・地域**で**推進していくとともに、学校においても人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切に**する教育を**推進します。(担当課：町民生活課)

②人権が尊重される社会を目指し、**人権教室や人権教育・実践活動について**、学校教育と社会教育**との連携を密にし**、総合的に推進します。

(担当課：町民生活課、生涯学習課、教育総務課)

(2)人権意識の啓発・相談活動の推進

①毎月の定例の相談活動の一層の推進、「法の日」週間や人権週間など、時期を捉えた広報や啓発活動の推進に努めます。(担当課：町民生活課)

- ②人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。（担当課：町民生活課）

(3)男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向け、「亶理町男女共同参画基本計画」に基づき、**地域や職場等における**男女共同参画を推進します。また、各種委員会や職場での管理職に女性が占める割合を上げるよう、啓発活動に努めます。（担当課：企画課）

6 防災対策、消防・救急対策の充実

近年の自然災害の教訓等を踏まえて見直し・策定した「亶理町地域防災計画」並びに「亶理町国民保護計画」「亶理町国土強靱化地域計画」等の指針に沿って、大規模災害や**武力攻撃災害**に備えた地域防災体制の整備充実を進めるとともに、自主防災組織の確立と防災訓練等による町民の意識啓発を図ります。また、消防・救急・**情報伝達**体制の整備充実や、治山・治水・津波対策等、災害に備えたまちづくりを総合的に推進します。

(1)「地域防災計画」等の指針の活用

- ①「亶理町地域防災計画」、「**災害時職員初動対応マニュアル**」「**亶理町業務継続計画**」等に基づく各課の行動計画について、防災訓練等を通じて、職員一人ひとりが自分たちの役割を認識するとともに、町民への周知や教育訓練を進め、災害対応力の向上を図ります。（担当課：総務課）
- ②武力攻撃等の緊急事態に対応するため、「亶理町国民保護計画」に基づく施策を計画的に推進します。（担当課：総務課）

(2)防災体制の整備充実 **●**

- ①県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と、町防災行政無線設備の**適切な維持管理**・必要に応じた更新を図るとともに、**スマートフォンのアプリなども活用し、各関係団体と連携しながら、町民や観光客などに対する防災情報伝達体制**の充実を図ります。（担当課：総務課、商工観光課）
- ②災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、より円滑かつ安全に避難できるよう、避難場所及び避難経路の確保と周知徹底を図ります。また、避難誘導標識については、**表示内容の周知・活用**を図るとともに、**機能を確保するための継続的な維持管理と必要に応じた改修等**に努めます。（担当課：総務課、都市建設課）
- ③大規模災害に備え、備蓄倉庫などの防災施設の整備・確保を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を進めます。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合に備え、「**災害時協力井戸制度**」による給水体制の確保とともに、飲料水として適さない井戸水でも生活用水として活用することを想定し、定期的な水質検査を実施します。更に、**災害時の業務継続機能確保のため、町の施設への太陽光発電施設の積極的な導入を進めます。**（担当課：総務課）

- ④「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、町内全地域での自主防災組織の結成並びに自主防災会連絡協議会の育成・強化に取り組みます。また、消防本部と連携のうえ、**婦人防火クラブを含む防災関係組織の自主防災意識の高揚を図りながら、区域に応じた災害リスクの検討、自主防災組織での防災マップの作成、自主防災訓練の実施や、災害時に要配慮者の避難行動が円滑に行えるよう支援していきます。**（担当課：総務課、福祉課）
- ⑤災害発生に備えての対応、被害の拡大防止のために、関係機関(防災機関、警察、福祉・医療機関等)や県内外の自治体、民間企業との連携強化を図ります。（担当課：総務課）
- ⑥災害対策基本法等の法改正や国の防災基本計画・ガイドラインに従い、災害時の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するとともに、避難所・避難所外における滞在場所の生活環境の整備等、被災者保護対策の改善等に向けた取組を推進します。**新規**（担当課：総務課）
- ⑦「亘理町防災マップ」や津波、洪水・土砂災害ハザードマップを活用し、災害危険区域の把握をはじめ、災害発生時の避難行動や避難場所等の住民への周知と意識啓発を図るとともに、国や県の情報発表にあわせ、必要に応じて各ハザードマップの見直しに努めます。**新規**（担当課：総務課）

(3)治山・治水・津波・浸水対策の促進

- ①関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水・津波対策を促進します。また、津波対策の一環として、漁船など船舶の保護については、関係機関と協議し、安全管理に努めます。（担当課：総務課、都市建設課、農林水産課）
- ②雨水・浸水防止対策として、公共下水道事業(雨水)の推進、既存水路や調整池の整備を図り、**継続的な維持管理に努めます。**（担当課：上下水道課、都市建設課）

(4)消防体制の整備充実

- ①各消防団間の交流活動や合同訓練により、団員相互の交流を深め、魅力ある消防団づくりを進めるとともに、**機能別消防団員制度の活用や新たな勧誘手法の検討による団員確保に努め、団の活性化と体制強化を図ります。**（担当課：総務課）
- ②消防力の強化と無水利地域解消のため、防災貯水槽及び消火栓の整備を推進します。また、大規模災害により消防水利の確保が困難になった場合は、河川、井戸水等の自然水利の活用について検討します。（担当課：総務課）
- ③**各設備の使用頻度や使いやすさ等**を加味しながら、消防団の装備の**更新・充実**を図ります。（担当課：総務課）
- ④常備消防については、広域的連携**体制**を**活用し**、計画的に施設・設備の整備充実、高度化の推進を図ります。（担当課：総務課）

(5)救急・救命体制の整備充実

- ①火災、交通事故、急病等の救急需要に迅速かつ的確に対応**するため、広域消防本部との連携体制の継続**に努めます。（担当課：総務課）
- ②救急隊が到着するまでの対応として、AED使用を含めた応急手当技術の普及に努めます。（担当課：総務課）

- ③高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者や障がい者など、**要配慮者・避難行動要支援者**の増加に対し、自主防災組織などの関係機関との連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図ります。（担当課：総務課、福祉課、**長寿介護課**）

7 交通安全・防犯・消費者対策の充実

交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶等交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進するとともに、防犯協会や警察と連携した防犯対策を行います。また、賢い消費者意識の啓発を図りながら、消費者被害防止や消費者保護に努めます。

(1)交通安全教育の充実

- ①幼稚園、保育所、学校、企業を対象に、交通安全教室・講習会等を開催するとともに、**交通安全指導隊等**による街頭啓発活動を実施し、交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶の浸透・普及に努めます。（担当課：総務課）
- ②高齢者による交通事故増加対策として、高齢者運転講習会、老人クラブ会員に対する交通安全教室を開催するなど、警察と連携しながら啓発普及に努めます。（担当課：総務課）

(2)交通安全施設・除雪対策の整備充実

- ①交通安全確保を図るため、町内全域の道路を対象に交通安全施設（防護柵、道路反射鏡等）の整備を促進するとともに、交通危険箇所の改良に取り組みます。（担当課：都市建設課）
- ②冬期間における主要町道・通学路の除雪対策の充実に努めます。（担当課：都市建設課）

(3)防犯対策の推進

- ①自主防犯の意識の高揚を図るとともに、防犯協会や警察との一層の連携、防犯実働隊や**各地区の自主防犯組織**による夜間パトロールの実施など、防犯活動の強化を行います。
（担当課：総務課）
- ②より効果的な防犯灯設置が進められるよう、防犯灯の新增設・修理や維持・管理にかかる補助制度の継続を図ります。（担当課：総務課）

(4)消費者教育・啓発の推進

関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用、消費者教室や**出前講座**の開催を通じて消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を進め、消費者意識の高揚と知識の向上を促進します。（担当課：町民生活課）

8 行政運営の改革の推進

町民に信頼され、安心して生活できる行政運営を進めるため、行政評価制度の活用や行政改革に係る指針等に沿って、行政運営の効率化に努めます。

(1)定員管理の適正化と行財政改革等

- ①改訂した「定員管理計画」に基づく定員管理や事務改善により、無理・無駄のない柔軟な組織体制づくりや、町職員等の資質向上を図るための各種研修を進め、行政組織の効率化を推進し、行財政改革に努めます。（担当課：総務課、企画課、財政課）
- ②新しい「行政改革大綱実施計画(アクションプラン)」に基づき、全庁的な行政改革に努めます。（担当課：企画課）

(2)行政評価制度の活用による事務事業の見直し

効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため、行政評価制度の構築により、町民の視点に立ち、事務事業の見直し等を進め、効率的な事業運営に努めます。

(担当課：企画課)

(3)民間活力の活用による住民サービスの向上促進

多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のクラウド化の推進や指定管理者制度やPFIの導入可能施設を検討するなど、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や、情報化による事務処理の迅速化等に努め、住民サービスの向上を図ります。

(担当課：企画課)

(4)事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化

庁内情報システムの充実やオンライン化等を図り、各種会議、研修会、講習会等の連絡調整や事務処理のレベルアップと省時間化、信頼性の確保に努めます。また、電子自治体化の更なる推進と情報セキュリティの充実強化を図ります。（担当課：企画課）

9 財政運営の効率化

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、計画的な財政運営を図ります。また、町税の適正な賦課・徴収に努めるとともに、**自主財源の充実・強化に努めます。**

(1) 財政計画に基づく事業推進 **重**

限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、財政計画に基づき計画的な行政運営を図ります。

(担当課：財政課)

(2) 重要施策の選択と集中 **重**

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、その財源を重要かつ有効な事業に対して重点的に、かつ適正に配分し、財政の簡素化・効率化・健全化を図ります。

(担当課：財政課)

(3) 自主財源の充実強化等

①国・県支出金などの特定財源については、行財政制度の動向等を的確に把握して補助制度の有効活用を図るとともに、町税については適正な賦課・徴収や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。(担当課：税務課、財政課) **重**

②使用料などの受益者負担のあり方の**定期的な検討による適正化・公平化を図り**、自主財源の確保と充実に努めます。(担当課：財政課) **重**

③町民の共通財産である町有未利用地について、売却促進などによる効率的な運営を図ります。(担当課：財政課) **重**

④ふるさと納税制度を活用し、いただいた寄付金を貴重な財源として有効活用します。また、互理町を応援していただく方を増やすため、町の魅力発信の強化や、地場産品の高付加価値化を推進します。**新規** (担当課：財政課)

⑤地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が寄附をする地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用します。**新規** (担当課：企画課)

10 広域行政の推進

住民の生活圏の広域化に対応するため、その役割を十分に踏まえた中で、周辺市町村との連携を強化し、合理的、効果的な広域行政の推進を図ります。

(1) 広域行政の推進

① 消防やごみ処理、し尿処理、**斎場業務**等に関する各一部事務組合の共同事業については、今後も広域体制を**維持確保**して、広域行政を推進します。

(担当課：総務課、町民生活課)

② 多様化する行政ニーズに対応するため、近隣市町を含めた広域行政での活動等を推進します。(担当課：企画課)

③ 市町村合併については、調査研究を続けます。(担当課：企画課)

(2) 多様な地域連携の推進

近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベントなどのソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとらわれない多様な地域連携を推進します。

(担当課：企画課、生涯学習課)

(3) 国・県との連携強化

国・県との役割・機能の分担については、財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。(担当課：企画課)